（大臣官房会計課管理室長）同　野呂　修
（大臣官房総合政策課海外経済分析官）同　藤田　光男
（主計局主計監査官）同　柳澤　茂樹
（理財局管理課国有財産情報室長）同　中村　邦伯
（財務総合政策研究所研修部長）同　小柳　健
（会計センター次長）同　大西　清文
（東北財務局盛岡財務事務所長）同　三浦　孝次
（福岡財務支局金融商品取引所監理官）同　佐藤　正則
願により本官を免ずる（各通）
（東北財務局管財部長）同　大塚　雅良
（中国財務局総務部長）同　仲村　淳一
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（関東財務局理財部次長）同　増尾　圭一
（中国財務局鳥取財務事務所長）同　木村　信次
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（門司税関博多税関支署次長）同　小林　茂
関税局局付を命ずる
願により本官を免ずる
（東北財務局理財部検査監理官）同　川崎　安弘
関東財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（北陸財務局総務管理官）同　高本　正広
近畿財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（独立行政法人国立印刷局財務部参事）　小堀　敏久
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる
（独立行政法人造幣局総務部契約・保有資産監理官）　阿部　稔
（独立行政法人住宅金融支援機構財務企画部長）　菊池　隆夫
（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社経理部長）　野村　栄
（首都高速道路株式会社財務部担当部長）　永見　健一
財務事務官に任命する
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（独立行政法人日本万国博覧会記念機構総務部長）　廣川　孝司
財務事務官に任命する
近畿財務局総務部部付を命ずる
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月三十日）

海上保安庁

（総務部政務課企画官）海上保安官　村田　有
経済産業省に出向させる
（国土交通省大臣官房会計課長補佐／国土交通省大臣官房企画調整官）国土交通事務官　澤井　俊
海上保安官（総務部政務課企画官）に昇任させる
二等海上保安監を命ずる（以上七月一日）

最高裁判所

仙台家庭裁判所判事　三輪　和雄
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事
仙台簡易裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　秋武　憲一
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所長を命ずる
新潟地方裁判所判事　奥田　隆文
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　設樂　隆一
新潟地方裁判所判事に補する
新潟地方裁判所長を命ずる（以上六月二十七日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事阿部則之は六月二十六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドイツ国大統領ホルスト・ケーラー閣下の大統領再任につき、七月一日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月三日

関東東北産業保安監督部長　名久井恒司

一　名称　株式会社石油ガス工事
二　住所　宮城県仙台市青葉区錦町一丁目四番五号錦町チサンマンション五百二号
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　株式会社石油ガス工事白石工場　宮城県白石市福岡長袋字箱堰二番地一
四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設（一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定するアンモニア以外の毒性ガスに係る特定施設を除く）の保安検査
五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
六　指定年月日　平成二十一年六月二十四日

国家試験

平成21年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

平成21年7月3日

観光庁長官　本保　芳明

1　試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験
2　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡県及び那覇市
3　試験日　平成21年10月12日（月：祝日）
4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。
(1)　旅行業法及びこれに基づく命令
(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款
(3)　国内旅行実務
ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
(4)　海外旅行実務
ア　本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金
イ　旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令
ウ　本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務
エ　主要国の観光
オ　本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学
カ　本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務
5　受験手続
(1)　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成21年8月4日（火）から8月11日（火）まで（8月8日（土）及び9日（日）を除く）とし、受付時間は、10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。
なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成21年7月3日（金）から8月11日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
(2)　受験願書提出先　社団法人　日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関3丁目3番3号全日通霞が関ビルディング3階　郵便番号100—0013）